

介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション

(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション)

運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が開設する介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び職員が、要介護・要支援状態にある利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕においては、要介護・要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護・要支援状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等へ情報の提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------------------------|
| ① 名 称 | 介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション |
| ② 所在地 | 鳥取県米子市彦名町 1250 番地 |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|---------|----------------------|
| ① 医師 | 1 名 | (介護老人保健施設あわしま常勤兼務医師) |
| ② 理学療法士、作業療法士若 | 各 1 名以上 | (介護老人保健施設あわしま常勤、非常勤) |
| ③ 言語聴覚士 | 1 名 | (介護老人保健施設あわしま常勤、非常勤) |

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

第3章 サービスの内容及び利用料

(内容及び手続きの説明及び同意)

第5条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文章を交付し、説明及び同意を得る。

(受給資格等の確認)

第6条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 事業所は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(サービスの提供)

第7条 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した(介護予防)訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、(介護予防)訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

2 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(サービスの取扱方針)

第8条 利用者の要介護・要支援状態の軽減又は悪化を防止するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

2 サービスの提供は、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、重要事項をわかりやすく説明する。

4 利用者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとする。

5 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(虐待の防止のための措置)

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の防止のための委員会を設置し指針を整備するとともに担当者を定め、従業者に対し研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(機能訓練)

第 10 条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(相談及び援助)

第 11 条 常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用者負担の額)

第 12 条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- 1 介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他の費用等利用料を、重要事項取扱説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 事業所の定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。
- 4 前項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 13 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第 4 章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第 14 条 非常災害や感染症の発生に備えて必要な設備を設け、サービス提供を継続的に実施するための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

第 5 章 その他施設の運営に関する重要事項

(訪問リハビリテーションに関する市町村への通知)

第 15 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 16 条 利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務を定める。

2 従業者の資質向上のために内部及び他で実施される研修会に参加させる。

(衛生管理等)

第 17 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(掲示)

第 18 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を閲覧できるファイルを設置する。

(秘密保持)

第 19 条 事業所は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 20 条 居宅介護支援事業者等又はその職員に対し、要介護・要支援被保険者に事業所を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

(苦情処理)

第 21 条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市長村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、鳥取県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 22 条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(緊急時等における対応)

第 23 条 従業者は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 24 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(営業日及び営業時間)

第 25 条 施設の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- ① 営業日 月・火・水・木・金曜日（土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3 を除く）
- ② 営業時間 8：30～17：30

(実施地域)

第 26 条 事業の通常の実施地域は以下のとおりとする。

米子市

その他の地域については要相談とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 27 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 6 年 12 月 1 日 施行
令和 7 年 10 月 1 日 改正